

☆ 平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は平成19年度決算から健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、村民のみなさまに公表することになりました。

また、平成20年度決算からは、健全化判断比率が早期健全化基準以上であれば「財政健全化計画」を、財政再生基準以上であれば「財政再生計画」を策定し、財政健全化に取り組むこととなります。算定の結果、本年度はすべての指標において基準以下となりました。

平成22年9月28日に開催された第6回渡嘉敷村臨時議会において、健全化判断比率及び資金不足比率の報告を行いましたので、村民のみなさまに各比率の内容、数値についてお知らせいたします。

【健全化判断比率】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率(H21)	—	—	17.3	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	
前年度比率(H20参考)	—	—	19.4	40.9

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないこと及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されないことを表す。

◇ 各指標についての説明

① 実質赤字比率（数値なし）

この指標は、一般会計における毎年度の実質収支に係る現金不足額を確認するための指標となっており、単年度収支決算が赤字となった場合に対象となります。

21年度決算においては黒字となり対象となりませんが、財政構造における歳入全体の約9割は地方交付税等の財源に依存しており、国の方針や施策によって増減があることから、今後も厳しい財政状況が見込まれるので、引き続き財政健全化に向けて歳出抑制等を図ります。

② 連結実質赤字比率（数値なし）

この指標は、一般会計と各特別会計（国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、老人保健事業特別会計、簡易水道事業特別会計、航路事業特別会計、下水道事業特別会計）を連結した毎年度の実質収支に係る現金不足額を確認するための指標となっており、単年度収支決算が赤字（資金不足）となった場合に対象となります。

21年度決算においては、航路事業特別会計の実質収支が赤字（資金不足）となったが、他会計を加えた連結では黒字（剰余額）となり、対象となりませんでした。

一般会計同様各特別会計についても、今後も厳しい財政状況が見込まれることから、引き続き経営健全化に向けて歳出抑制等を図ります。

③ 実質公債費比率（17.3％）

この指標は、全会計における毎年度の公債費（元利償還金）負担の適正度を確認する指標です。

21年度決算においては、公的資金（財政融資資金等）補償金免除繰上償還を実施したことにより、前年度より下がりましたが、引き続きこれまで実施した道路整備事業等による公債費（借金）の支払いが多額となっていることから高い数値となった。今後も、引き続き公債費負担適正化計画に沿って事業を推進し、公債費負担の適正化を図ります。

④ 将来負担比率（数値なし）

この指標は、全会計、一部事務組合、第三セクター等を含め一般会計が将来において負担すべきである債務等について、残高（ストック）ベースでの財政負担を表す指標です。

21年度決算においては、ストックベースで債務状況等を算定した結果、将来負担がないと算定されました。今回数値が算定されない要因は、公的資金（財政融資資金等）補償金免除繰上償還を実施したことにより、地方債負担額が99百万円減額（総額 1,509百万円）したことや、将来負担に充当可能財源として充当可能基金（預金）が152百万円増加（総額 867百万円）したためである。但し、本比率は今後の基金残高によって変動することが考えられます。

本指標は、将来の財政悪化の可能性を指すものであるが、現時点での財政状況を表すものではありません。しかし、今後も厳しい財政状況が見込まれることから、引き続き財政健全化に向けて歳出抑制等を図り、将来負担の適正化に努めます。

【資金不足比率】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の規定に基づく資金不足比率

（単位：％）

会計区分	資金不足比率(H21)	前年度比率(H20参考)	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	—	20.0
航路事業特別会計	0.6	4.6	
下水道事業特別会計	—	—	

備考 各会計の資金不足比率の欄において「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

◇ 指標についての説明

① 資金不足比率（簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計：数値なし） （航路事業特別会計：0.6％）

この指標は、公営企業会計（簡易水道事業特別会計、航路事業特別会計、下水道事業特別会計）における毎年度の実質収支に係る資金不足額を確認するための指標となっています。

21年度決算においては、簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計は資金不足が生じていませんが、航路事業特別会計については、H20年度からの累積赤字の影響により実質収支額が赤字となり、資金不足となった。各特別会計は、今後も厳しい経営状況が見込まれることから、引き続き経営健全化に向けて歳出抑制等を図ります。